

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	高齢者福祉関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、高齢者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

亀山市は、高齢者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和6年7月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者福祉に関する事務
②事務の概要	老人福祉法に基づき行う、福祉の措置又は費用の徴収に関する事務である。番号法においては、別表第1項41の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ○老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十一条の福祉の措置の実施に関する事務 ○老人福祉法第二十一条の費用の支弁又は同法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務
③システムの名称	障がい者福祉システム(高齢者福祉)・介護保険システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢者福祉関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の41の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の61、62の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部地域福祉課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3312

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部長寿健康づくり室	健康福祉部長寿健康課	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部長寿健康づくり室長 小森達也	長寿健康課長	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 7. 特手個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画総務部総務法制室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部長寿健康づくり室 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3312	健康福祉部長寿健康課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3312	事後	
平成30年6月22日	I-1-③システムの名称	障がい者システム(高齢者福祉)、介護保険システム、中間サーバー	障がい者福祉システム(高齢者福祉)・介護保険システム・住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 1対象人数	平成30年5月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 2取扱者数	平成30年5月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	IVリスク対策	-	項目追加による記載	事後	
令和2年6月12日	II しいき値判断項目 1対象人数	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年6月12日	II しいき値判断項目 2取扱者数	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和3年6月4日	II しいき値判断項目 2取扱者数	令和2年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和4年6月6日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の61、62の項	番号法第19条第8号 別表第二の61、62の項	事後	
令和4年6月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部長寿健康課	健康福祉部地域福祉課	事後	
令和4年6月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	長寿健康課長	地域福祉課長	事後	
令和4年6月6日	I 関連情報 7. 特手個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025	事後	
令和4年6月6日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部長寿健康課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3312	健康福祉部地域福祉課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3312	事後	
令和4年6月6日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和3年5月1日 時点	令和4年5月1日	事後	
令和4年6月6日	II しいき値判断項目 2取扱者数	令和3年5月1日 時点	令和4年5月1日	事後	
令和5年7月12日	II しいき値判断項目 1対象人数	令和4年5月1日 時点	令和5年5月1日	事後	
令和5年7月12日	II しいき値判断項目 2取扱者数	令和4年5月1日 時点	令和5年5月1日	事後	
令和6年7月10日	II しいき値判断項目 1対象人数	令和5年5月1日 時点	令和6年6月1日	事後	
令和6年7月10日	II しいき値判断項目 2取扱者数	令和5年5月1日 時点	令和6年6月1日	事後	